

請負契約書

業 務 名	北海道森町の地熱発電及び地熱を活用した産業に関する映像の撮影及び制作業務
履 行 期 間	令和2年〇月〇日（契約締結日）から令和3年2月1日まで
仕 様	「仕様書」（別添）のとおり
請 負 代 金 額	【総額】 円（うち消費税 円）
契 約 条 項	「請負契約約款」（別添）のとおり

上記の業務について、発注者 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構を甲、受注者 〇〇〇〇〇〇〇を乙として、次の条項により請負契約を締結する。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年〇月〇日

甲 発注者 住 所 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
名 称 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
契約担当役 地熱統括部長 高橋 健一 印

乙 受注者 住 所
名 称
代表者 印

請負契約約款

(総則)

第1条 甲及び乙は、頭書の業務の請負契約に関し、この契約書の定めるところにより、別紙仕様書等に基づき、信義に従い誠実にこれを履行しなければならない。

(管轄の合意)

第2条 この契約に関する甲乙間の訴訟の第一審の専属的合意管轄裁判所は東京地方裁判所とする。

(業務実施計画書等の提出)

第3条 乙は、この契約締結に際し、様式1による請負業務実施計画書を業務着手前に甲に提出し、確認を受けるものとする。

2 甲は、必要と認められるときは、前項の請負業務実施計画書の変更を乙に求めることができる。

(権利義務の譲渡の禁止)

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務の全部又は一部を甲の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、乙が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下、「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

また、乙から債権を譲り受けた者（以下、「丙」という。）が甲に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) 甲は、承諾のときにおいて本契約上乙に対して有する一切の抗弁について留保すること。

(2) 丙は、譲渡対象債権について、前項ただし書に掲げる者以外の者への譲渡又は質権の設定その他債権の帰属又は行使を害することを行わないこと。

(3) 甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら乙と丙の間の協議により決定されなければならないこと。

(委任又は下請負の禁止)

第5条 乙は、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただ

し、乙は、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、乙の業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる（以下、総称して「外注する」といい、当該第三者を総称して「外注先」という。）ことができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、次の各号のいずれかに該当する事業者を外注先とすることはできない。

（1）債務超過又はそれに類する状態にある事業者。なお、「債務超過に類する状態」とは、例えば、自己資本比率が著しく低い状態を指す。

（2）経済産業省所管補助金交付金等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二各号第一覧に掲げる措置要件のいずれかに該当する事業者。

3 乙は、外注する場合には、当該外注に係る外注先の行為について、甲に対し全ての責任を負う。

4 乙は、外注する場合には、乙が本契約を遵守するために必要な事項について外注先と約定しなければならない。

（監督）

第6条 乙は、甲が定める監督職員の指示に従うとともに、その職務に協力しなければならない。

（業務責任者）

第7条 乙は、業務を実施するに当たって業務責任者を定め、その氏名を甲に報告する。また、業務責任者を変更したときも同様とする。

2 業務責任者は、この契約の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、履行期間の変更、請負代金の請求及び受領、業務関係者に関する措置請求並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

（業務内容の変更）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、業務内容を変更又は業務の履行を中止させることができる。この場合において、請負代金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して定める。

2 乙は、その責に帰することができない理由又はその他正当な理由により、業務が履行できなくなったときは、直ちにその旨を甲に明示して、その指示を求めなければならない。

（臨機の処置）

第9条 乙は、災害防止等緊急の必要があるときは、臨機の処置を執らなければならない。この場合において、乙は、その処置の内容を直ちに甲に通知しなければならない。

（立会・報告）

第10条 甲は、必要があると認めるときは、この業務の履行に立ち会い、又は報告を求めることができる。この場合において、甲は、業務の履行が適正でないとき、その

補正を求めることができる。

(損害の負担)

第11条 乙は、乙の責に帰す事由により甲に損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、損害を賠償しなければならない。

2 乙は、この契約の履行に関し、第三者に損害を与えたときは、甲の責に帰すべき場合を除き、その損害を賠償する責に任ずる。

(引渡し及び検査)

第12条 乙は、別紙仕様書等に基づき業務を完了させ、完了後直ちに成果物の納品及び様式 2 による請負業務完了届の提出を完了し、その旨を甲に対して通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、10日以内に検査しなければならない。

3 乙は、検査の結果、契約書類の記載内容と適合しない部分について甲から改善指示を命じられたときは、直ちに当該部分の改善を行い、再検査を受けなければならない。

4 甲は、前二項の検査の結果、成果物が契約内容に適合すると認められる場合は、直ちにその旨を乙に通知する。

(契約代金の請求及び支払)

第13条 乙は、前条第4項の通知を受けた後に、様式3により支払請求書を甲に提出する。この場合において、甲は、乙から適正な請求書を受領した日から起算して30日以内の日（当該期間の末日が銀行等の休日に当たるときは、当該末日の前日を当該期間の末日とする。）までの期間内に、乙の指定する口座に現金で支払をおこなわなければならない。

2 甲は、前項の場合において、損害金、違約金その他乙から徴収すべき金額があるときは、支払うべき金額からこれらの金額を控除し、なお不足が生じるときは、当該不足額を乙から徴収することができる。

(契約不適合責任)

第14条 甲は、本契約が完了した後も成果物に関して本契約の内容に適合しない事項（以下、「契約不適合」という。）が存在するときは、乙に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の修補による履行の追完をさせることができる。

2 前項の規定により成果物に関する契約不適合に関し履行の追完を請求するには、その契約不適合の事実を知った時から1年以内に乙に通知することを要する。ただし、第12条の引き渡し時においてその契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

3 乙が第1項の期間内に履行の追完をしないときは、甲は、乙の負担にて第三者に履行の追完をさせ、又は契約不適合の程度に応じて乙に対する対価の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき、本契約の納入期限内に履行の追完がなされず本契約の目的を達することができないとき、そのほか甲が第1項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、甲は、乙に対し、第1項の催告をすることなく、乙の負担において直ちに第三者に履行の追完をさせ、又は対価の減額を請求することができる。

(印刷用紙の品質等)

第15条 乙は、印刷業務に際する印刷用紙及び役務について、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和2年2月7日変更閣議決定）による紙類の印刷用紙及び役務印刷の基準を満たしたものを使用しなければならない。

2 乙は、業務を完了した際は、速やかに様式4による印刷物基準実績報告書を甲に提出しなければならない。

(支払遅延利息)

第16条 甲の責に帰する理由により支払期限を超過して支払遅延となった場合は、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の遅延防止等に関する法律第8条第1項に基づく遅延利息率を乗じて計算した額を乙に支払うものとする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要しない。また、100円未満の端数については、その端数を切り捨てるものとする。

(甲の契約解除権)

第17条 甲は、業務の実施期間中において、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が、正当な理由なく契約を履行しないとき。
- (2) 本契約に関して乙（法人の場合にあっては、その役員、職員又は使用人を含む。）に不正又は不当な行為があったとき。
- (3) 業務履行上の乙（外注先を含む。）による過失、不手際が問題になったとき。
- (4) 契約の履行に当たり、乙が甲の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨げたとき。
- (5) 乙について、破産、会社更生、会社整理及び特別精算のいずれかの申立てがあったとき又はこれと同視しうる経営危機に陥ったと認められるとき。
- (6) 前五号に定めるもののほか、乙（外注先を含む。）の責に帰すべき理由により、契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(乙の契約解除権)

第18条 乙は、甲がこの契約に違反し、業務を履行することができなくなったときは、契約を解除することができる。この場合において、乙が損害を受けたときは、甲に対してその賠償を請求することができる。

(不完全履行による減額、損害賠償)

第19条 甲は、乙が業務の一部を履行しないとき又は業務の履行が不完全であるときは、請負代金額から、その不履行又は不完全部分に相当する金額の減額を請求することができる。この場合において、甲が損害を受けたときは、乙に対してその賠償を請求することができる。

(談合等の不正行為に係る違約金等)

第20条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、甲の請求に基づき、請負

代金額（契約締結後、請負代金額を変更した場合には変更後の請負代金額）の100分の10に相当する金額（以下、この条において「違約金」という。）を甲が指定する期日までに甲に支払わなければならない。なお、この契約の履行が完了した後においても同様とする。

- (1) 乙又は乙の代理人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下、「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき。ただし、乙が独占禁止法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が独占禁止法第2条第9項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りではない。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は代理人、使用人その他の従業員）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - (4) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は代理人、使用人その他の従業員）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と関係があることが判明したとき。
- 2 前項の規定に該当する場合は、甲は、この契約を解除することができる。
 - 3 乙は、この契約の履行を理由として、第1項の違約金を免れることができない。
 - 4 第1項に規定する場合において、乙は、甲が指定する期日までに違約金を支払わなかった場合は、期間満了の日の翌日から起算して支払いの日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した遅延利息を支払わなければならない。
 - 5 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過する損害の額につき乙に賠償を請求することを妨げない。
 - 6 乙は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（個人情報の取扱い）

- 第21条 甲及び乙は、相手方から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。
- 2 甲及び乙は、相手方から預託された個人情報を取り扱わせる業務を第三者に委託、再委託、外注又は請け負わせる場合は、本条に定める、個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者に求め、かつ当該第三者がそれを遵守することにつき約定しなければならない。

- 3 甲及び乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に相手方の承認を得た場合は、この限りではない。
 - (1) 相手方から預託された個人情報を第三者(前項に該当する場合を除く。)に提供し、又はその内容を知らせること。
 - (2) 相手方から預託された個人情報について、本契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
- 4 甲及び乙は、相手方から預託された個人情報を取り扱う場合には、責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の安全管理に必要な事項について定めるとともに、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 5 甲は、必要があると認めるときは、所属の職員に、乙の事務所、事業所等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。
- 6 乙は、業務を完了、中止又は廃止したときは、甲から預託された個人情報を速やかに甲に返還するとともに、各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により当該情報を消去又は廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、乙はその指示に従わなければならない。
- 7 甲及び乙は、相手方から預託された個人情報について漏えい、滅失、毀損、その他本条に係る違反等の事実を認識した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、相手方に当該事実が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人(個人情報により識別されることとなる特定の個人)への対応等について直ちに報告しなければならない。
- 8 甲及び乙は、相手方から預託された個人情報以外に、業務に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づいて取り扱う。
- 9 第1項、第3項及び第7項の規定については、業務を完了、中止又は廃止した後であっても、なおその効力を有する。

(秘密の保持)

- 第22条 甲及び乙は、業務の実施中はもとより、その完了、中止又は廃止後においても、この契約に基づき又は付随して知り得た相手方の秘密情報について、その秘密を保持し、これを第三者に開示、漏えいしてはならない。ただし、相手方の書面による事前承認を得たものについては、この限りでない。この場合、当該第三者に対し、本契約と同等の秘密保持義務を負担させる。
- 2 前項の「相手方の秘密情報」とは、相手方から秘密と明示されて開示された情報及び、相手方の営業、財務、人事に関する秘密で事前承認を得ない開示が相手方の利益を損ない得る情報をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密の明示又は表示の有無を問わず、「相手方の秘密情報」には当たらない。
 - (1) 相手方より開示を受けた時点で、既に合法的に知得していたことを証明できる情報。
 - (2) 相手方より開示を受けた時点で、既に公知となっていたことを証明できる情報。
 - (3) 相手方より開示を受けた後、自らの故意、過失又は本契約の違反によることなく

公知となったことを証明できる情報。

(4) 相手方の秘密情報に依拠することなく、独自に開発、作成したことを証明できる情報。

(5) 秘密保持義務を負っていない第三者より正当な手段により入手したことを証明できる情報。

3 本契約により開示される秘密情報は、本業務の目的のためのみに使用し、その他の目的には一切使用しない。

4 本条における他の定めにかかわらず、法令、又は政府若しくは裁判所の指示等により相手方より得た秘密情報の開示を要求された場合には、当該要求の範囲内において当該秘密情報を開示することができる。ただし、かかる指示等を受けた場合には、速やかに相手方に対しその旨を通知する。

(著作権等の譲渡)

第23条 乙は、納品物として作成された著作物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定するすべての権利をいう。）を甲に無償で譲渡する。

2 乙は、納品物に含まれる乙が新たに撮影・作成した写真・映像・図表類等について、その二次利用を含み、甲が使用する権利及び甲が第三者に使用を許諾する権利を、甲に許諾する。

3 乙は、納品物として作成された著作物及び前項に定める写真・映像・図表類等（以下、総称して「著作物等」という。）の、甲及び当該第三者による使用について、著作者人格権を行使しない。また、乙は、当該著作物等の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとる。

(契約保証金)

第24条 甲は、本契約において、乙に対し契約保証金を全額免除する。

(契約の公表)

第25条 乙は、本契約の名称、業務概要、契約金額並びに乙の氏名及び住所等が公表されることに同意する。

(不可抗力)

第26条 甲、乙いずれの当事者の責にも帰し難い天災地変、著しい経済情勢の変動その他の事由により本業務の遂行が中断又は遅延する場合、甲及び乙は、両者誠意を持って協議し対策等を講じる。

(協議)

第27条 本契約に関する一切の事項については、甲乙協議の上、書面の合意にて変更することができる。

2 本契約の規定について解釈上疑義を生じた場合、又は契約に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

(納品物の提出)

第28条 乙は、本業務についての納品物を履行期限内に甲に提出しなければならない。

請負業務実施計画書

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
契約担当役 殿

所在地
名称
代表者

印

請負契約書第 3 条第 1 項の規定に基づき、北海道森町の地熱発電及び地熱を活用した産業に関する映像の撮影及び制作業務に係る請負業務実施計画書を提出します。

記

1. 契約期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日
2. 契約金額
金〇〇〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税 金 円）
3. 外注費 〇〇〇〇〇〇 円（うち、消費税及び地方消費税額 円）
契約金額に対する割合〇〇.〇%
4. 添付資料
請負業務詳細実施計画書
様式 1 別紙 1 【外注の必要性】

備考：

- (1) 代表者は代表権を有する者もしくは代表権を有する者から本契約に関する一切の権限を委任された者
- (2) 請負業務詳細実施計画書は、詳細な調査計画を自由書式にて記載すること。
- (3) 外注の必要性（別紙 1）について、該当しない場合は記載不要
- (4) 用紙の大きさは日本産業規格 A 列 4 番縦とする。

様式1別紙1【外注の必要性】

1. 外注先番号：
2. 外注先名称及び住所：
3. 業務内容：
4. 発注に係る合理的理由：
5. 発注予定金額 ○○○○○○ 円（うち、消費税及び地方消費税額 円）
請負契約額に対する割合○○.○%
6. その他：

備考：

- (1) 用紙の大きさは日本産業規格A列4番縦とする。

請負業務完了届

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
契約担当役 殿

所 在 地
名 称
代 表 者

印

請負契約書第 1 2 条第 1 項の規定に基づき、北海道森町の地熱発電及び地熱を活用した産業に関する映像の撮影及び制作業務に係る請負業務の完了を下記のとおり届け出ます。

記

1. 契約件名 北海道森町の地熱発電及び地熱を活用した産業に関する映像の撮影及び制作業務

2. 契約金額

金〇〇〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税 金 円）

3. 契約期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 令和〇〇年〇〇月〇〇日

4. 請負業務完了年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

5. 業務実績

備考：

- (1) 代表者は代表権を有する者もしくは代表権を有する者から本契約に関する一切の権限を委任された者
- (2) 用紙の大きさは日本産業規格 A 列 4 番縦とする。

支払請求書

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
契約担当役 殿

所在地
名称
代表者

印

請負契約書第 13 条第 1 項の規定に基づき、北海道森町の地熱発電及び地熱を活用した産業に関する映像の撮影及び制作業務に係る支払請求書を提出します。

記

1. 契約期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 令和〇〇年〇〇月〇〇日
2. 契約金額
金〇〇〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税 金 円）
3. 支払請求金額 〇〇〇〇〇〇〇円（うち、消費税及び地方消費税額 円）
4. 振込先銀行・支店名・預金種別・口座番号・預金名義

備考：

- (1) 代表者は代表権を有する者もしくは代表権を有する者から本契約に関する一切の権限を委任された者
- (2) いずれも消費税及び地方消費税を含む。
- (3) 用紙の大きさは日本産業規格 A 列 4 番縦とする。

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
 契約担当役 殿

住 所
 名 称
 代表取締役 印

印刷物基準実績報告書

契約件名:

品 名:

I 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「印刷」の判断基準

基 準	○×	基準不適合の理由
① 印刷・情報用紙に係る判断の基準（基本方針の「2. 紙類」を参照）を満たす用紙が使用されていること。（ただし、冊子形状のものについては、表紙を除くものとし、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。（ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。）		
② 「古紙リサイクル適性ランクリスト」（基本方針の「2 2-2 印刷」における表1を参照）に示されたB、C及びDランクの紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料が使用されていないこと。（ただし、印刷物の用途・目的からやむなく使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を印刷物に記載すること。）		
③ 日本印刷産業連合会の最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」を参照し、印刷物へリサイクル適性（Ⅱ 資材確認票の判別結果）を表示すること。		
④ 印刷の各工程において、（Ⅲ オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト）に示された環境配慮のための措置が講じられていること。		
⑤ 【オフセット印刷】 ・バイオマスを含有したインキであって、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。 ・インキの化学安全性が確認されていること。		

<p>⑥【デジタル印刷】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子写真方式（乾式トナーに限る。）にあつては、トナーカートリッジの化学安全性に係る判断の基準（基本方針の「5-6 カートリッジ等」における「トナーカートリッジ」を参照）を満たすトナーが使用されていること。 ・電子写真方式（湿式トナーに限る。）又はインクジェット方式にあつては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。 		
--	--	--

※1 基本方針（令和2年2月7日変更閣議決定）は、以下のURLからダウンロードできる。
<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

※2 作成にあつては基本方針の「2. 紙類」の「情報用紙」及び「印刷用紙」、「22-2印刷」及び「5-6 トナーカートリッジ」の各項目を参照すること。

※3 日本印刷産業連合会の最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」は、
http://www.jfpi.or.jp/recycle/print_recycle/data.html を参照すること。

II 資材確認票

印刷資材		使用 有無	リサイクル 適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	備考
用紙						
インキ類						
加工	製本加工					
	表面加工					
	その他加工					
その他						

【判別結果】 ↓

使用資材	リサイクル適性	判別
Aランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	
A又はBランクの資材のみ使用	板紙にリサイクルできます	
C又はDランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

- ※1 資材確認票に記入する印刷資材は、日本印刷産業連合会の最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」 (http://www.jfpi.or.jp/recycle/print_recycle/data.html) に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。
- ※2 判別結果では、「リサイクル適性ランク」がすべて「A」の場合は「Aランクの資材のみ使用」に「○」を付し、Bランクの資材が一部でも使用されている場合は、「A又はBランクの資材のみ使用」に「○」を付し、C又はDランクの材料が一部でも使用されている場合は「C又はDランクの資材を使用」に「○」を付すこと。
- ※3 古紙リサイクル適性ランクが定められていない用紙、インキ類等の資材を使用する場合は、「リサイクル適性ランク」の欄に「ランク外」と記載すること。

Ⅲ オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト

工程	実現	基準 (要求内容)	
製版	はい/いいえ	①次のA又はBのいずれかを満たしている。 A 工程のデジタル化 (DTP化) 率が50%以上である。 B 製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。	
刷版	はい/いいえ	②印刷版 (アルミ基材のもの) の再使用又はリサイクルを行っている。	
印刷	オフセ	はい/いいえ	③水なし印刷システムを導入している、湿し水循環システムを導入している、環境に配慮した湿し水を導入している、自動布洗浄を導入している、自動液洗浄の場合は循環システムを導入している、環境に配慮した洗浄剤を導入している、廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をしている等のVOCの発生抑制策を講じている。
	ット	はい/いいえ	④輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあつては、VOC処理装置を設置し、適切に運転管理している。
		はい/いいえ	⑤損紙等 (印刷工程から発生する損紙、残紙) の製紙原料へのリサイクル率が80%以上である。
	デジ	はい/いいえ	⑥省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っている。
タ	はい/いいえ	⑦損紙等 (印刷工程から発生する損紙、残紙) の製紙原料等への	

	ル		リサイクル率が80%以上である。
表面加工	はい/いいえ	⑧	アルコール類を濃度30%未満で使用している。
	はい/いいえ	⑨	損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上である。
製本加工	はい/いいえ	⑩	窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。
	はい/いいえ	⑪	損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が70%以上である。

※1 納入物の作成に該当する工程の「はい」又は「いいえ」に○を付すこと。

※2 本基準は、印刷役務の元請か下請かを問わず、印刷役務の主たる工程を行う者に適用するものとし、オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷役務の一部の工程を行う者には適用しない。

※3 製版工程においては、「デジタル化」又は「廃液及び製版フィルムからの銀回収」のいずれかを満たせばよいこととする。

※4 製版工程の「銀の回収」とは、銀回収システムを導入している又は銀回収システムを有するリサイクル事業者、廃棄物回収業者に引き渡すことをいう。なお、廃液及び製版フィルムからの銀の回収は、技術的に不可能な場合を除き、実施しなければならない。

※5 刷版工程の印刷版の再使用又はリサイクル（印刷版に再生するものであって、その品質が低下しないリサイクルを含む。）は、技術的に不可能な場合を除き、実施しなければならない。

※6 オフセット印刷工程における「VOCの発生抑制」の環境に配慮した湿し水及び環境に配慮した洗浄剤については、日本印刷産業連合会が運営する「グリーンプリンティング資機材認定制度」において認定されたエッチ液（湿し水）及び洗浄剤を参考とすること。

※7 オフセット印刷工程における「VOCの発生抑制」の廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をする等及び輪転印刷工程のVOC処理装置の設置・適切な運転管理、デジタル印刷工程における「印刷機環境負荷低減」及び製本加工工程における「騒音・振動抑制」については、当該対策を実施するための手順書等を作成・運用している場合に適合しているものとみなす。

※8 デジタル印刷工程、表面加工工程の「製紙原料等へのリサイクル」には、製紙原料へのリサイクル以外のリサイクル（RPFへの加工やエネルギー回収等）を含む。

※印刷物を「調査報告書」、「パンフレット」、「チラシ」、「ポスター」など、印刷形態の違いに応じて分類し、それぞれの種類ごとにⅠ～Ⅲを適宜修正して作成し、納入物とともに提出すること。品名には、それぞれの種類ごとの名前を記載すること。

※印刷物へのリサイクル適性の識別表示の例（表紙、裏表紙又は背に表示）



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

詳しくは、日本印刷産業連合会の最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」
(http://www.jfpi.or.jp/recycle/print_recycle/data.html) を参照すること。